

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>日本万国博覧会記念公園事務所</p>	<p>平成27年度における以下の業務については、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1457 663"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本万博記念公園Osaka Free Wi-Fi 設置工事</td> <td>8,208,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	日本万博記念公園Osaka Free Wi-Fi 設置工事	8,208,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表し、財務諸表に正しく反映されるよう、速やかに修正されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      別表4 固定資産計上基準表  <b>【固定資産計上の基本方針】</b>                      1 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。                      2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本万博記念公園Osaka Free Wi-Fi 設置工事については、平成29年2月23日に公有財産台帳へ資産として登録を完了した。</li> <li>2 日本万博記念公園Osaka Free Wi-Fi 設置工事については、会計局会計指導課へ複式仕訳修正依頼し、平成29年2月23日に資産として仕訳修正作業を完了した。</li> <li>3 大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行うため、再発防止策を策定した。そして、平成29年3月29日、所内事務処理適正化会議を通じて、全職員に対して本防止策を周知・徹底した。</li> </ol>
契約名称	金額						
日本万博記念公園Osaka Free Wi-Fi 設置工事	8,208,000円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月10日から同月11日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
池田土木事務所	<p>平成26年度から平成28年度における以下の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第7号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 764 1359 1083"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td rowspan="3">一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事</td> <td>80,164,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>524,579,000円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>265,225,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>869,968,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	金額	平成26年度	一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事	80,164,000円	平成27年度	524,579,000円	平成28年度	265,225,000円	合計		869,968,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1406 579 2220 1058" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</li> <li>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> </div> <div data-bbox="1406 1108 2220 1507" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の計上)</p> <p>第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。</p> <p>2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。</p> </div>	<p>建設仮勘定に計上すべき資産が、費用処理されていたものについては、速やかに建設仮勘定への登録を行った。</p> <p>また、月次決算整理時には、誤った事務処理が行われないよう、所内担当者に対し、建設仮勘定の精算と仕訳の確認の際の留意点について、周知徹底を行った。</p> <p>今後は、資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準等に照らして十分に検討し、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約名称	金額														
平成26年度	一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事	80,164,000円														
平成27年度		524,579,000円														
平成28年度		265,225,000円														
合計		869,968,000円														

		<p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 事業用資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産（以下本号において同じ。）に属するものを除く。</li></ul></li><li>二 インフラ資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。</li></ul></li><li>六 ソフトウェア 取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。</li><li>七 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</li></ul>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年10月11日及び平成29年1月11日、事務局：平成28年11月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
東住吉警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>署長室照明器具取替工事(149,731円)については、照明器具のLED化であることから、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p>	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。          また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>            (台帳)            第15条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。            (以下略)</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】(抜粋)</b>            別表4 固定資産計上基準表            (固定資産上の基本方針)            2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。(以下略)</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳管理システムに係るFAQ】</b></p> <table border="1" data-bbox="1121 1167 2119 1398"> <tr> <td data-bbox="1121 1167 1288 1241">Q3-5</td> <td data-bbox="1288 1167 2119 1241">従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1121 1241 1288 1398">A3-5</td> <td data-bbox="1288 1241 2119 1398">資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。            なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。            (撤去に係る費用は費用計上となります。)</td> </tr> </table> </div>	Q3-5	従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。	A3-5	資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。 なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。 (撤去に係る費用は費用計上となります。)	<p>本検出事項については、本部施設課へ依頼の上、平成29年3月24日付けで修正登録が完了したものである。          今後は、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行うこととする。</p>
Q3-5	従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。						
A3-5	資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。 なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。 (撤去に係る費用は費用計上となります。)						

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年10月3日から平成29年1月31日まで)